



## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社は、この約款及び第 40 条に基づくこの約款の細則（以下あわせて「約款等」といいます。）の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人は約款等を理解し承諾したうえでこれを借り受けるものとする。借受人は、第 8 条第 3 項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者によるこの約款等に係る部分を開示し、遵守させるものとする。なお、約款等に定めるい事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

2. 当社は、この約款等と並行し、行政調達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずるものとする。特約がこの約款に優先するものとする。

### 第 2 条（予約）

#### 第 2 条（予約の申込み）

借受人は、レンタカーを借りるにあつて、この約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、貸受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができる。

2. 当社は、借受人から予約の申込みがあつたときは、第 36 条第 1 項の規定に基づき代理貸渡を行う場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代車として貸渡する場合を含みます。）を除き、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

3. インターネット予約において、当社からの予約確認メールがお客様に記載したアドレスに返信できない場合は、当社は、当該予約を不成立の扱いとします。

### 第 3 条（予約の変更）

借受人は、前条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

### 第 4 条（予約の取消）

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができる。

2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）が締結手続き着手しなかったときは、予約が取消されたものとする。

3. 前 2 項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあつたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

4. 当社の都合により、予約が取消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

5. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

### 第 5 条（代替レンタカー）

当社は、借受人から予約のあつた車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとする。

2. 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとする。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとする。

3. 借受人は、第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。

4. 前項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときは、第 4 条第 4 項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

5. 第 3 項の場合において、第 1 項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めとできない事由によるときは第 4 条第 5 項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

### 第 6 条（免責）

当社及び借受人は、予約を取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第 4 条及び第 5 条に定める措置を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

### 第 7 条（予約業務の代行）

借受人は、当社に代つて予約業務を取扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

2. 代行者者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行者者に対してのみ予約の変更又は取消しを申込みることができるものとする。

### 第 3 章 貸渡し

第 8 条（貸渡契約の締結）
借受人は第 2 条第 1 項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは第 9 条第 1 項若しくは第 2 項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約が締結した場合、借受人は前条第 11 条第 1 項に定める貸渡し料金を支払うものとする。

3. 当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達※1に基づき、貸渡額（貸渡原票）及び第 14 条第 1 項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種別および運転免許証※2 の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるものとする。この場合、借受人は、自己の運転者であること及びその運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとする。

※1 ※監督官庁の「車種別の自動車運転免許証の取得基準（レンタカーに関する基本通達）」（自第 138 号平成 7 年 6 月 13 日）の 2. (10) 及び (11) のことを見ます。

※2 ※運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定される運転免許証のうち、道路交通法第 119 条第 18 号の運転免許証を又は同法第 95 条の第 4 項の免許情報記録個人番号カードをいいます。また道路交通法第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。なお、免許情報記録個人番号カードを提示された場合に、その運転免許情報と確認されたいときは貸渡しをお断りします。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出した書類の写しをとることがあります。

5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、貸受期間中に借受人又は運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

### 第 9 条（貸渡契約の締結を拒絶すること）

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結できないものとする。
その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（2）酒気を帯びていると認められるとき。
（3）麻薬、覚せい剤、シガレット等による中毒症状等呈していると思われるとき。
（4）チャイルドシートが備わっていないことかわらず、6 才未満の児童を乗せるとき。
（5）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。

2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約を締結することができるものとする。
（1）予約に順じて定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
（2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
（3）過去の貸渡しにおいて、必要な整備を実施しなかった事実があるとき。
（4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第 18 条各 6 項又は第 25 条第 1 項に掲げる事実があつたとき。
（5）過去の貸渡しにおいて、貸渡料款又は保険料款違反により自動車保険が適用されなかった事実があつたとき。
（6）当社の取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは虚言を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
（7）虚言を誇張し、又は偽造若しくは偽造物を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
（8）別に明示する事由が発生していないとき。
（9）その他当社が不適当と認めたとき。

3. 前 2 項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあつたものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

### 第 10 条（貸渡契約の成立等）

貸渡契約は、借受人が当該貸渡料金を支払いつつ、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

2. 前項の引渡しは、第 2 条第 1 項の借受開始日時と、同項に明示された借受場所で行うものとする。

### 第 11 条（貸渡料金）

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社それぞれ額又は計根拠表を料金表に明示します。
（1）基本料金
（2）チャイルドシート付制度加入料
（3）オプション料金
（4）燃料代
（5）その他の料金

2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸管理部陸運課長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運課事務所長。以下第 14 条第 1 項においても同じし）により届け出て実施している料金によるものとする。

3. 燃料代は、借受人の予約した後に貸渡しを決定したとき、予約時と異なる燃料代を算定したとき、その燃料代と基本料金を比較し、低い方の貸渡料金によるものとする。

4. レンタカー返還時に、第 1 項で受領した料金以外に延長料金、事故による免責額、休車補償額、返還場所変更違約等の追加料金が発生した場合は、返還時に精算をしなければならないものとする。

5. 貸渡料金については、細則で定めるものとする。

### 第 12 条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

2. 当社は、前項において借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

### 第 13 条（点検整備および確認）

当社は、道路運送車両法第 48 条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとする。

2. 当社は、第 36 条第 1 項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含み、道路運送車両法第 47 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。

3. 借受人又は運転者は、前 2 項に定める点検を実施しないことにより、事故外賠償及び保険金の請求によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。

4. 当社は前項の確認によつてレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

### 第 14 条（貸渡証の交付、携行等）

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとする。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用巾、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならないものとする。

3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

## 第 4 章 使用

### 第 15 条（管理責任など）

借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸管理部陸運課長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運課事務所長。以下第 14 条第 1 項においても同じし）により届け出て実施している料金によるものとする。

2. 借受人又は運転者は、使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等全自らの責任において、その有料サービスを提供するものに支払うものとする。

3. 当社が前項の有料サービスを提供するから、利用料金等の未払いなどを理由にレンタカーの自動車登録番号と日時を特定して、その時の借受人の個人情報の開示請求を受けた場合、当社が借受人の個人情報等をその請求者に提供するこを、借受人は同意するものとする。

### 第 16 条（日常点検整備）

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

第 17 条（禁止行為）
借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
（1）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
（2）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第 8 条第 3 項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
（3）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
（4）レンタカーの自動車登録番号若しくは車種番号等を偽造若しくは改変し、又はレンタカーの自動車登録番号若しくは改変する等その原状を変更すること。
（5）当社の承諾を受けなくとも、レンタカーを各種トラス若しくは懸架し使用し又は他車との牽引若しくは後押しを行うこと。
（6）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
（7）当社の承諾を受けなくともレンタカーについて損害保険に加入すること。
（8）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（9）電気自動車又は充電器の不適切取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
（10）電気自動車又は充電器等の不適切取扱い若しくは不適意に引生じた事項については、当社は一切の責任を負わないものとする。

（11）電気自動車の特性として、運転の仕方、走行状況、エコノミードライバリーやオーディオの使用状況等により、走行距離が大きく変わることをご承知し、早めの充電を心がけること。尚、当社に設置された充電器以外で充電する場合の費用は借受人の負担とし、当該充電に関する統計又は借受と当該充電施設運営者との間で行うこととします。

（12）利用中に電圧が変動することがなく、レンタカー移動や充電作業が必要となった場合は、その費用は借受人負担とし、当社はいかなる責任も負わないものであること。但し、充電切れ等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

（13）当社の承諾を受けなくとも、ネットを同車を使用すること。又、承諾を受けた場合でも、車内でネットをゲージから出すこと。
（14）その他第 8 条第 1 項の借受条件に違反する行為をすること。

### 第 18 条（違法駐車の場合の措置等）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関して道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお当社は、レンタカーを警察により移動された場合は、自らのレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は検附書、徴収書等により確認するものとし、処理できない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反若しくは当社の措置に不応することを自認する旨の当社所定文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

4. 当社は、当社が前項の通知を受けたときは、警察に対して自動車及び運転者の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項 規定する自明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事項照会を報告する等の必要な措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反反納付命令を受け、放置違反金を納付した場合は借受人若しくは借受人の運転者の探索に要した費用若しくは車両の保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反回復費用」といいます。）を請求するものとする。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反回復費用を支払うものとする。

（1）放置違反金相当額
（2）当社が別に定める駐車違反約金
（3）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
（4）当社が前項の放置違反反納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとする。

6. 前 5 項の規定により借受人又は運転者が法定刑に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人が第 2 項に基づき違反を処理すべき旨の当社の指示又は第 3 項に基づき自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第 5 項に定める放置違反金及び駐車違反回復金にて償ふものとして、当該借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとする。

7. 前 6 項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第 5 項第 6 号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第 6 項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除することを要するものとする。

8. 借受人が、第 5 項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合は、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は自訴を提起したこと等により、放置違反反納付命令が取り消され、当社が放逐違反の請求を受けたときは、当社は既に支払い済みの駐車違反回復費用のうち、放逐違反相当額のみを借受人に返還するものとする。第 7 項に基づき当社が駐車違反金を申し受けられた場合においても、同様とします。

9. 第 6 項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、違反金が納付されたことにより、第 5 項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

### 第 19 条（GPS 機能）

借受人及び運転者は、レンタカーに全球測位システム（以下「GPS 機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。

（1）貸渡契約終了時、当該貸渡契約に基づき当社が所定の場所に返還されたことを確認するため。
（2）第 25 条第 1 項に該当したとき、他のレンタカーの借受人は貸渡契約の履行状況を確認するため必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

（3）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のため個人情報を識別し、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。

第 20 条（ドライブレコーダー）
借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーを搭載している場合があり、借受人及び、運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。

（1）事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
（2）レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
（3）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービスの品質向上、顧客満足度の向上等のため個人情報を識別し、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。

## 第 5 章 返還

### 第 21 条（返還責任）

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。

2. 借受人又は運転者は、第 12 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場合にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として送回費用の 2 倍額を支払うものとする。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

### 第 22 条（返還時の確認等）

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があることを除き、引渡し時の状態と返還するものとする。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあつては、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。

3. 借受人は、レンタカー返還時に超過料金、付帯料金、燃料代金等の未精算の貸渡料金等がある場合は、借受人はこれらの料金を支払うものとする。又、レンタカー返還時において、燃料が未給油（満タンでない）の場合には、借受人は、当社が別途定める規定に従い買出し燃料を代え支払うものとする。

### 第 23 条（借受期間変更時の貸渡料金）

借受人は、第 12 条第 1 項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

2. 借受人又は運転者は、第 12 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場合にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として送回費用の 2 倍額を支払うものとする。

### 第 24 条（返還場所等）

借受人は、第 12 条第 1 項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる送還のための費用を負担するものとする。

2. 借受人は、第 12 条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場合にレンタカーを返還したときは、返還場所変更違約料として送回費用の 2 倍額を支払うものとする。

### 第 25 条（不返還となった場合の措置）

借受人又は運転者は、前項の規定に基づき返還しなかつたにもかかわらず、所定の返還場所以外にレンタカーを返送せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対して不返還被害報告書を送るとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとする。

2. 当社は、前述該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するも、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開取り調査や GPS 機能の起動等を含む必要な措置をとるものとする。

3. 第 1 項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

### 第 6 章 故障、事故、盗難等の措置

### 第 26 条（故障発見時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社に指示に従うものとする。

### 第 27 条（事故発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

（1）事故に係る状況等を当社に報告し、当社の指示に従ふこと。
（2）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
（3）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を速滞なく提出すること。
（4）事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
（5）借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。

3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、必要と協力するものとする。
4. 当社は、事故発生発生の状況を的確とするためとして、ドライブレコーダーが装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとする。
5. 当社は、必要があると認められる場合には、前項の記録を検査するなどの措置を取るものとする。

### 第 28 条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

（1）直ちに最寄りの警察へ通報すること。
（2）直ちに被害状況を当社に連絡し、当社の指示に従うこと。
（3）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を速滞なく提出すること。
（4）盗難、その他の被害による貸渡料金の終了。
（5）その他、その被害の発生から当社が契約している保険会社との調査を受けること。
第 29 条（使用済みの貸渡契約の終了）
使用中において、事故、盗難等の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなつたときは、貸渡契約は終了するものとする。

2. 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合ごとの限りでないものとする。

3. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

6. 借受人は、本案に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本案に定める以外のいかなる請求もできないものとする。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

## 第 7 章 賠償および補償

### 第 30 条（賠償および営業補償）

借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第 36 条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、借受人及び運転者の責めに帰ることができない事由による場合を除きます。

2. 前項より借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償するものとする。

3. 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー（第 36 条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によつて第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### 第 31 条（債権および借債）

借受人が前条第 1 項又は第 3 項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第 3 項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。ただし、その保険料款又は補償金額の免責事由に該当するときはこの保険金又は補償金は支払われません。

（1）対人補償 1 名につき無制限（自賠責保険を含む）
（2）対物補償 1 事故につき時価まで（免責額 5 万円）
（3）車両補償 1 事故につき時価まで（免責額 5 万円ただし、バス、大型貨物車 10 万円）
（4）人身傷害補償 1 名につき 3,000 万円まで（人身